

4川監第318号

令和4年8月22日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市監査委員 大村研  
同 植村京子  
同 浅野文直  
同 山田晴彦



### 令和3年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

#### 1 審査の対象

令和3年度川崎市内部統制評価報告書

#### 2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

#### 3 審査の実施内容

令和3年度川崎市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

#### 4 審査の結果

令和3年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 5 備考

令和3年度川崎市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）の「3 評価結果」に記載のとおり、業務レベルの内部統制において、1件の事務事故等を重大な不備として把握したため、本市の内部統制は一部有効に機能していないとの判断であった。重大な不備として把握した経済労働局における中央卸売市場北部市場の光熱水費の未請求事案については、令和4年度に策定された「内部統制における重大な不備の判断の目安」の項目に複数該当し、その影響度を踏まえて総合的に判断した結果、重大な不備としたことは、相当な判断である。

なお、評価報告書には重大な不備の判断に関する記載が不明瞭であったことから、重大な不備として判断した理由を分かりやすく記載することが必要である。

## 6 審査の結果を踏まえた意見

令和3年度は、内部統制制度の取組が導入されて2年目となるが、内部統制推進部署によるリスクチェックリストを活用した組織横断的なリスク管理や、事務制度所管課等による各種研修、検査等の実施など様々な取組が継続的に行われたほか、市長名による服務規律の確保と公務員倫理の確立について通達が発出され、全庁に向けて職員の自覚を促す注意喚起の徹底が図られたものの、依然として事務事故等が発生している状況である。

当年度における内部統制の重大な不備は1件であったが、制度上の重大な不備に該当しないとしても、誤支給や誤徴収、個人情報紛失等の事務事故等は、市民に影響を与え、市政に対する信頼を失墜させる結果につながることを職員一人ひとりが認識し、危機意識を持って、再発防止に取り組む必要がある。

評価報告書附属資料においては、内部統制の取組結果として、事務事故等の件数及び事務ミス等の件数をそれぞれ取りまとめている。その中には内部統制の浸透により職員の意識が向上したことで顕在化したものも含まれると考えられるが、その区別が判然としないことから、一概に件数の増減だけをもって内部統制の推進による効果を計ることは困難である。内部統制の取組の成果・効果を分かりやすく具体的に確認できるよう、内部統制評価報告書附属資料の記載の継続的な見直しに努められたい。

今後、本市の様々な施策を推進していくためには、市民の理解と協力が不可欠であり、その基盤となる市政に対する信頼を確保することが重要である。「市民の市政に対する信頼の維持及び質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供に寄与する」という川崎市内部統制基本方針の趣旨を踏まえ、全職員が一丸となって内部統制の推進に取り組まれるよう望むものである。